令和７年度

青森県に対する重点要望事項

令和６年 10 月

弘 前 市

《　最重点項目５件　》

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要望事項	弘前市 主管部課	頁
1	継続	警察本部生活安全部 生活安全企画課 交通・地域社会部 地域生活文化課	防犯カメラを活用した安全・安心なまちづくりの推進について	（弘前市） 市民生活部 市民協働課	6
2	新規	健康医療福祉部 障がい福祉課	発達の気になる子及びその家族に対する支援について	（弘前市） 福祉部 障がい福祉課	9
3	継続	健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	がん治療に係る支援について	（弘前市） 健康こども部 健康増進課	11
4	継続	こども家庭部 若者定着還流促進課	若者の地元就職・地元定着の促進につながる環境整備や情報発信の強化について	（弘前市） 商工部 商工労政課	14
5	新規	こども家庭部 こどもみらい課	地域の実情を反映した恒久的な学校給食費の無償化について	（弘前市） 教育委員会 学務健康課	17

《　重点項目 14 件　》

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要望事項	弘前市 主管部課	頁
1	継続	県土整備部 港湾空港課 道路課	津軽港の物流拠点化と鰺ヶ沢弘前間を結ぶ道路の整備について	（弘前市） 企画部 企画課	20
2	継続	危機管理局 防災危機管理課	岩木山火山防災に係る対策の推進について	（弘前市） 総務部 防災課	23
3	継続	交通・地域社会部 地域生活文化課 警察本部警務部 警務課	犯罪被害者等支援の推進について	（弘前市） 市民生活部 市民協働課	25
4	継続	農林水産部 構造政策課	新たな担い手の確保について	（弘前市） 農林部 農政課	28
5	継続	農林水産部 農産園芸課	鳥獣被害防止総合対策交付金の財源確保について	（弘前市） 農林部 農村整備課	31
6	継続	観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課	りんごの輸出拡大について	（弘前市） 農林部 りんご課	33
7	継続	経済産業部 企業立地・創出課	健康医療関連産業の誘致について	（弘前市） 商工部 産業育成課	35
8	継続	観光交流推進部 観光政策課 誘客交流課 環境エネルギー部 自然保護課 県土整備部 道路課	白神山地の観光振興の推進について	（弘前市） 観光部 国際広域観光課	37
9	継続	県土整備部 河川砂防課	腰巻川の早期改修について	（弘前市） 建設部 土木課	40

番号	新規継続の別	青森県 主管部課	要望事項	弘前市 主管部課	頁
10	継続	県土整備部 道路課	主要地方道弘前柏線の整備促進について	（弘前市） 建設部 土木課	42
11	継続	県土整備部 道路課	道路融雪設備の機器更新への支援制度の拡充について	（弘前市） 建設部 道路維持課	44
12	継続	県土整備部 道路課	雪置き場の新規整備に対する支援について	（弘前市） 建設部 道路維持課	46
13	継続	教育庁 高等学校教育改革推進室	県立高等学校教育改革における多様な学習環境の整備について	（弘前市） 教育委員会 学校整備課	49
14	継続	教育庁 教職員課	指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持及び教員の未配置の解消について	（弘前市） 教育委員会 教育総務課	53

最 重 点 要 望 事 項

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	防犯カメラを活用した安全・安心なまちづくりの推進について

要　望　先	国	警察庁生活安全局生活安全企画課 国土交通省都市局都市安全課
	県	警察本部生活安全部生活安全企画課 交通・地域社会部地域生活文化課

要望内容

○　防犯カメラの設置に対する財政支援について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　令和５年は、県内の刑法犯認知件数が4,815件となり、前年の3,462件を大幅に上回り、２年連続で増加している状況にあることから、防犯対策の強化が求められております。

○　防犯カメラは、その存在を認識させることで犯罪抑止や地域住民への自主防犯意識の醸成が期待できるほか、警察機関への画像提供により犯罪発生後の犯人追跡に役立ち、事件の早期解決につながるなどの効果があります。

○　当市では平成26年度に弘前大学周辺等に防犯カメラを20台設置しており、弘前大学周辺における窃盗の認知件数は、設置後の令和元年には半減し、高い犯罪抑止効果が得られているところであります。

○　令和３年度には、地域住民との協働により東地区に防犯カメラを12台設置し、これを契機に地域住民が無理なく続けられる「ながら見守り」の取組を開始しました。翌年からは、東地区の事業者への防犯用品の設置を呼び掛けることにより、地域への自主防犯意識の醸成を図っております。

東地区「防犯カメラ」と「ながら見守り」で安全・安心な地域づくり

○　地域防犯活動は、防犯パトロール等見守り活動の担い手が不足しているため、防犯カメラを活用した、効率的・効果的な仕組みづくりが必要となっております。

『地域防犯力』防犯パトロール等見守り活動の実施状況

	防犯指導隊（弘前地区）	街頭指導（弘前市）	隊員数
令和５年度	活動日数　延べ　3,364日	実施回数　　87回 従事人数延べ338人	229人
令和４年度	〃　　延べ　3,441日	〃　　107回 延べ434人	253人
令和３年度	〃　　延べ　3,665日	〃　　91回 延べ354人	258人

○　県警察本部が令和５年５月に公表した「防犯カメラに関するアンケート調査」の結果では、「防犯カメラの設置で安心と感じる、やや安心と感じる」「居住地域へ防犯カメラを増設してほしいと思う、どちらかといえば思う」の回答がそれぞれ全体の約９割を占めており、また「防犯カメラ設置促進の支援策として、設置費用の補助が必要」との回答が最も多い結果となっています。県警察本部では、防犯カメラの映像収集や分析に当たる捜査支援分析課が令和３年度に設置されており、防犯カメラの活用機会が今後いっそう高まることが想定されております。

○　防犯カメラの機器や設置工事に要する費用は高額で、設置後の維持管理費や更新の費用も発生することから、防犯カメラ設置における財源の確保が課題となっておりますが、国や県では防犯カメラ設置を目的とした恒常的な財政支援策は設けられていない状況であります。

○　全国的には複数の県において、市町村を対象とした設置補助の制度が設けられております。

防犯カメラ設置に係る補助事業実施状況　　※印:実施主体＝警察

	千葉県	静岡県	東京都	山梨県※	長野県※	香川県
上限額	20万/台	15万/台	60万/台	30万/台	25万/団体	15万/台
補助割合	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/3以内	1/2以内

【具体的内容】

○　防犯カメラ設置を推進するため、防犯カメラ設置を目的とした恒常的な財政支援として、市町村を対象とした設置補助の事業実施をお願いします。

○　防犯カメラ設置に係る財源措置について、国（警察庁等）への働きかけを併せてお願いします。

【効果等】

○　防犯カメラの設置数を拡充することで、「犯罪の抑止」と「地域住民の自主防犯意識の醸成」のエリアが拡がります。

○　防犯カメラが減退傾向の見せる防犯パトロール等の見守り活動を補完し、「地域防犯力」の維持が図られます。

○　防犯カメラ設置検討の取組を地域住民と協働で進めることにより、県が掲げる「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第６次）」の推進に寄与します。

・基本的方向性２　施策７防犯に配慮した生活環境の整備
　５)防犯カメラの設置拡充
これにより「青森県基本計画」及び「あおもり創生総合戦略」に掲げる「防犯と犯罪対策強化」の推進が図られます。

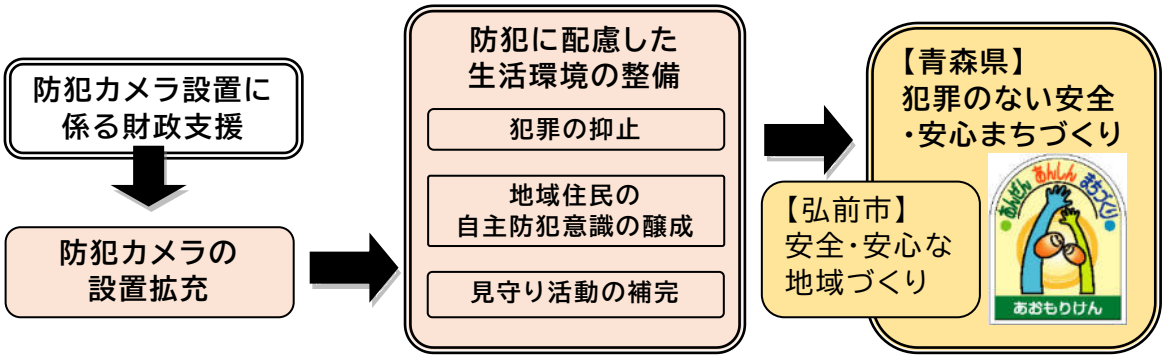

現在までの主な経過・参考事項

◎防犯カメラ設置効果の検証（弘前大学周辺）　※弘前警察署資料

窃盗	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
認知件数	101	88	66	79	85	42	55	51	36	42
検挙件数	5	8	6	4	11	1	30	34	23	2
検挙率(%)	5.0	9.1	9.1	5.1	12.9	2.4	54.5	66.7	63.9	4.8
性的犯罪	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
認知件数	5	1	2	1	1	0	2	1	4	2
検挙件数	2	0	2	1	1	0	2	1	2	2
検挙率(%)	40.0	0.0	100	100	100	－	100	100	50.0	100

◎防犯カメラの設置状況　※令和６年２月県内10市調査
○各市や防犯協会の防犯カメラ設置数は少ない状況にある。
○防犯カメラ設置費用の確保と維持管理の負担を課題に感じている。

◎防犯カメラ画像提供依頼数（下段：依頼箇所数）依頼元：弘前警察署等

H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６※
10	18	13	13	13	5	14	18	5	12
19	68	43	35	36	5	38	44	11	31

※令和6年8月14日現在

◎関係条例･計画等
平成18年４月　青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
平成19年４月　青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画
平成26年４月　弘前市安全・安心まちづくりの推進に関する協定
平成26年10月　弘前市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱
平成30年11月　青森県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
平成31年３月　青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第５次）
令和６年３月　青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第６次）

担当部課：市民生活部市民協働課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要　望　事　項	発達の気になる子及びその家族に対する支援について

要　望　先	国	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	県	健康医療福祉部障がい福祉課

要望内容

○　発達の気になる子及びその家族に対する支援への補助金制度の創設について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　当市では、発達障がいなど医師の診断が無くても、就学前の発達の気になる子やその家族が気軽に相談でき、必要に応じて療育支援を行うなど、早期対応による療育や相談の場を創出する「こどもの発達サポート事業」を実施しております。

○　これまで当該事業は、市町村等がその地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態で実施する「地域生活支援事業」のうち特別枠に位置づけられるとともに、国として促進すべき事業とされる「特別促進事業」として、国及び県から補助金の交付を受け実施しておりましたが、令和６年３月の協議要領の改正により、令和６年度を計画期間の終期とし、補助金の交付を終了する旨の通知があったところです。

○　発達検査において要精密検査となる児童は毎年一定数おり、診断名がつく前のいわゆる発達の気になる子やその家族に対して、身近な場所で気軽に相談できる場を創出することは、早期対応による児童の発達能力の助長・自立を促すとともに、安心して子育てができることで家族の心理的負担軽減に繋がっており、来年度以降の事業継続に向けた財源の確保が課題となっております。

３歳児健診の状況

年度	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
発達検査受検者	1,173人	921人	1,170人	1,106人
発達検査結果 要精密検査者	151人 （12.9％）	93人 （10.1％）	113人 （9.7％）	107人 （9.7％）

【具体的内容】

○　発達の気になる子とその家族への支援を引き続き安定して継続するため、特別促進事業補助金に代わる助成制度の創設をお願いします。併せて、特別促進事業によらない実施方策とした場合の補助金の創設について、国への働きかけをお願いします。

【効果等】

○　事業を継続することで、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力など、様々な認知機能が習得される乳幼児期に適切な支援を受けることにより、子どもの発達をより良い方向に促すことができるとともに、家族の心理的負担軽減も図られるなど、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に繋がります。

現在までの主な経過・参考事項

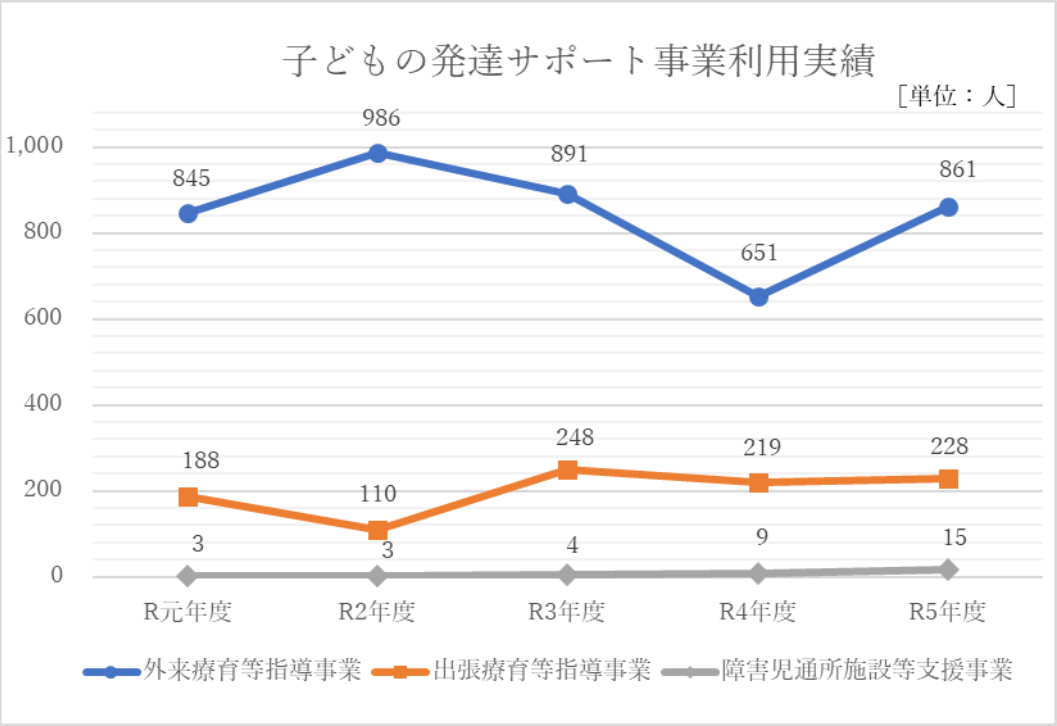

地域生活支援事業補助金

		R元		R2		R3		R4		R5	
総事業費		¥16,711,065	－	¥16,866,906	－	¥17,043,529	－	¥17,225,836	－	¥17,957,331	－
内訳	国支出金	¥8,355,000	50%	¥8,433,000	50%	¥8,521,000	50%	¥8,612,000	50%	¥8,463,000	47%
	県支出金	¥4,177,000	25%	¥4,216,605	25%	¥4,260,000	25%	¥4,306,420	25%	¥4,231,000	24%
	市	¥4,179,065	25%	¥4,217,301	25%	¥4,262,529	25%	¥4,307,416	25%	¥5,263,331	29%

担当部課：福祉部障がい福祉課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	がん治療に係る支援について

要　望　先	国	
	県	健康福祉部がん・生活習慣病対策課

要望内容	○　がん治療に伴う医療用補正具購入に係る助成制度の実施について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　がん患者においては、抗がん剤や放射線でのがん治療の副作用による頭髪の脱毛や乳がん治療による乳房切除に伴い、自身の外見が変わることで人に会うことを苦痛に思うなど、社会生活が困難となる場合が少なくなく、治療や社会参加への意欲が低下するなど、生きる気力に大きな影響を及ぼすことが分かってきています。 ○　これに対し、医療用補正具（医療用ウィッグ・乳房補正具）は、患者本人の気持ちを整え、生きがいを持ちながら自分らしく生きることをサポートする効果が期待できます。しかしながら、その購入費は健康保険の適用外のため、がん治療費と併せて患者の大きな負担となっております。 ○　県では現在、がんに対する二次予防（がん検診）の強化に重点を置き、令和６年度から市町村と連携して、精密検査費を助成する「がん検診初回精密検査費助成事業」を開始し、受診者の経済的負担を軽減することで、精密検査受診率の向上につなげ、がん死亡者数の減少を図るため取り組まれておりますが、その一方で、既にがんに罹患している方への支援策については、まだ不十分であると考えております。 ○　現在、全国的にがん患者の医療用補正具の購入費に対する自治体の公費助成制度の導入が進んでおり、東北６県においても、青森県を除く５県では、市町村による助成のほか、県による直接助成制度または市町村の助成に対する間接補助制度が実施されております。 ○　青森県内では、令和６年４月の時点で５市（弘前市・八戸市・三沢市・つがる市・十和田市）１町（平内町）で、住民を対象とした医療用補正具購入費助成制度を実施しているところです。 ○　青森県は全国と比較してがんによる死亡者数が多く、高齢化が進行する中で、がん患者数も相当数いるものと見込まれます。県民ががん治療を受けながら仕事や家事等を行い、自分らしく生きるためには社会生活での困難さを少なくできるよう、社会全体でがん患者をサポートしていく環境の整備が急務であります。

《都道府県別がん罹患率（ワースト順）》

順位	都道府県名	人口10万人あたりがん罹患率	備考
1	秋田県	396.5	（前年1位：17.3ポイント減）
2	鳥取県	395.2	（前年4位：16.2ポイント減）
3	長崎県	392.0	（前年7位：14.0ポイント減）
9	**青森県**	**377.1**	**（前年3位：35.2ポイント減）**
―	全国平均	362.4	（前年：25.0ポイント減）

※出典：厚生労働省「全国がん登録　罹患数・率報告」（2020年）

《悪性新生物における標準化死亡比》

	青森県		弘前市	
	男	女	男	女
令和２年	110.7	106.1	115.5	108.8
令和３年	110.8	107.1	116.1	107.8
令和４年	121.4	113.6	130.5	116.0

※出典：青森県保健統計年報

【具体的内容】

○　がん患者による外見の変化に伴う心理的苦痛を和らげ、社会参加を後押しする事業として、全県にわたる医療用補正具購入助成制度の創設をお願いします。

【効果等】

○　県として対策を講ずることにより、市町村の地域格差が生じることなく、がん患者のQOL向上や安心して生活できる環境づくりにつながり、県民の健康寿命延伸が期待できます。

現在までの主な経過・参考事項

《東北６県における医療用補正具購入費助成状況》

都道府県名	医療用ウィッグ		乳房補正具		助成方法	県内助成事業実施市町村
	助成率	助成上限額	助成率	助成上限額		
青森県	―	―	―	―	―	弘前市 外6市町村
岩手県	50%	１万円	50%	１万円	間接助成 （市町村）	盛岡市 外25市町村
宮城県	50%	２万円	50%	２万円	間接助成 （市町村）	仙台市 外35市町村
秋田県	100%	１万５千円	100%	１万円	間接助成 （市町村）	秋田市 外23市町村
山形県	100%	１万円	100%	５千円	間接助成 （市町村）	全市町村
福島県	100%	２万円	100%	１万円	直接助成	（全市町村）

※助成上限額は１件あたりの金額

担当部課：健康こども部健康増進課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	若者の地元就職・地元定着の促進につながる環境整備や情報発信の強化について

要　望　先	国	
	県	こども家庭部若者定着還流促進課

要望内容	○　県内企業のワーク・ライフ・バランスに対する意識の向上や福利厚生制度の充実に向けた機運の醸成につながる情報発信の推進について ○　若者の地元就職・定着の促進につながる市町村の取組に対する支援について ○　若者の採用及び定着に積極的に取り組む企業の情報発信について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　地方から大都市圏への若者の流出が進行しており、今後ますます地方の活力が低下し、地域経済社会の維持が困難となることが懸念されています。 ○　株式会社マイナビ「転職動向調査2024年版(2023年実績)」によると、転職者が入社を決めた理由として「給与が良い」「休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる」「福利厚生が整っている」「会社に将来性、安定性がある」などの項目が上位に挙がっており、若者（特に20代）ではワーク・ライフ・バランスや福利厚生が全体の比率と比べて重視される傾向があります。 ○　このことから、市内企業への若者の就職・定着の促進にあたっては、各企業における就労環境の更なる向上が必要と考えられますが、企業側では必要性を感じていながらも、人手不足や経費の負担増などの理由から、実現できない場合が多いものと推察されます。 ○　このような近年の傾向を鑑み、本市では人材定着に向けて新たな福利厚生制度等の整備に取り組む事業所への補助制度の実施や、令和６年度からは福利厚生制度の充実等に積極的に取り組む事業所の外部評価が高まるように、その取り組みに対して認定制度を開始するなど、市内企業全体の福利厚生の更なる充実に向けて取り組んでいるところです。 ○　今後は、福利厚生制度など若者が企業選択で重要視する環境の整備を促進するため、機運向上につながる広報活動や補助制度等と併せて、ワーク・ライフ・バランスや福利厚生制度の充実に積極的な地元企業を、高校生・大学生やＵＪＩターンを検討している若者に効果的に情報発信する必要があります。

≪参考≫転職者が入社を決めた理由（複数回答）　（単位：%）

項目	転職者全体	若者の状況	
		20代	30代
希望の勤務地である	28.9	28.7	32.2
給与が良い	27.9	23.3	31.6
休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる	23.6	25.2	27.7
福利厚生が整っている	21.9	24.4	22.6
会社に将来性、安定性がある	19.7	19.0	19.6

※2023年転職者全体の上位５項目を抜粋。

【株式会社マイナビ「転職動向調査2024年版（2023年実績）」を参照】

【具体的内容】

○　県内企業のワーク・ライフ・バランスに対する意識の向上や、福利厚生制度の充実に向けた機運の醸成につながる情報発信などの取組を進めていただくようお願いします。

○　企業の福利厚生制度等の充実に対する支援など、市町村が行う若者の地元就職・定着につながる取組の継続的な実施に向けた支援（市町村が取組を推進していくにあたり相乗効果が期待できる県制度の創設や制度のリニューアル、市町村に対する補助制度の創設、市町村支援制度の周知等）をお願いします。

○　若者の採用及び定着に積極的に取り組んでいる企業の情報について、高校生・大学生やＵＪＩターンを検討している若者に対する、効果の高い情報発信の更なる充実をお願いします。

【効果等】

○　県内企業は若者の採用及び定着に積極的であるというイメージが広がることで、県内企業を就職先として検討・希望する若者が増加するものと考えます。

○　県内企業における若者の人材確保と定着の促進が見込まれることから、人口減少下においても企業の事業継続、さらには地域経済社会の維持が可能になるものと考えます。

現在までの主な経過・参考事項	「令和６年度の若者の県内就職・定着に関連する主な事業」 【事業主体：青森県】 ○あおもり地域交流・県内定着促進事業 ○新卒者地元就職促進プロジェクト事業 ○労働力確保体制強化事業（県外からの人材還流事業） ○あおもり若者定着奨学金返還支援事業 ○ＵＩＪターン人材誘致促進事業 ○あおもり移住支援事業 ○「ＵターンでＡＯＭＯＲＩ新生活！」促進事業 ○「もっと地元が好きになる」若者主役の県内定着・還流促進事業費 【事業主体：弘前市】 ○東京圏ＵＪＩターン就職等支援事業 ○Ｕターン就職等支援事業 ○医療・福祉職子育て世帯移住支援事業 ○ひろさき人材定着推進事業 ○地域産業魅力体験授業実施事業 ○「健康都市弘前」推進企業認定制度

担当部課：商工部商工労政課

■新規 □継続（一部新規） □継続

要　望　事　項	地域の実情を反映した恒久的な学校給食費の無償化について

要　望　先	国	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
	県	こども家庭部こどもみらい課

要望内容

○　県交付金の交付単価の見直しについて

○　国策としての学校給食費無償化に向けた国への働きかけについて

○　国策として実施されるまでの間の県交付金の継続について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　令和６年度から創設された青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金（以下「交付金」という。）について、交付単価は、令和５年５月１日時点の県内市町村平均学校給食費（保護者負担）をもとに算出され、交付額は１食あたり小学校２８０円、中学校３１０円と示されております。

○　全国的な物価高騰に伴い、給食に使用する食材料費が高騰しておりますが、当市においては国が示す栄養摂取基準に基づいた給食の質や量を落とさないよう、令和４年度から学校給食費に市費を上乗せして給食を提供しており、令和６年度も７月から１食あたり６０円増額したところであります。

○　当市の学校給食に係る１食当たりの食材料費は、県交付金の交付単価を超過しており、物価高騰が続く中では自治体の負担が増えるとともに市費での負担が困難となった場合は安価な県外食材を求めることに繋がり、地産地消の推進など地域の実情に合った学校給食が提供できなくなること、ＳＤＧｓやゼロカーボンシティの観点からエネルギー問題や環境問題に貢献できなくなることが懸念されます。

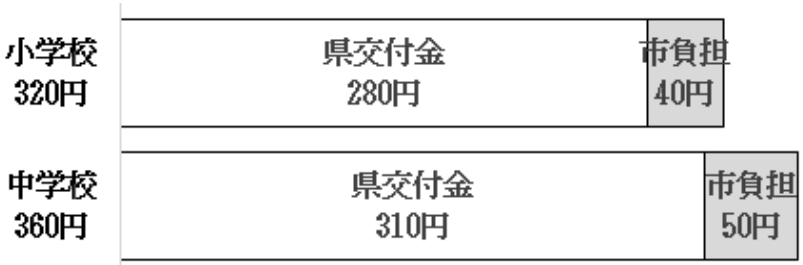

［弘前市のＲ６学校給食費と県交付金の比較］

現状と課題・具体的内容・効果等	○　また、現在学校給食費の無償化は、自治体独自の施策であることから恒久的に無償化される保証がないため、将来にわたって不公平なく、少子化対策の一つとして子育て世帯が安心して子育てできる法整備が求められています。 **【具体的内容】** ○　県交付金の交付単価は、市町村への調査を通じて、物価高騰を踏まえ各自治体の学校給食費の実情に見合うよう見直しをお願いします。 ○　学校給食費無償化は、少子化対策の一つとして国策として進めるよう国への働きかけをお願いします。 ○　学校給食費無償化が国策として実施されるまでの間、県交付金の継続をお願いします。 **【効果等】** ○　物価高騰に伴う自治体の負担が縮小されることで、地域産業の振興につながる地産地消を推進でき、かつ子どもたちにより安全安心な学校給食の提供が可能となります。 ○　全国で学校給食費が無償化されることで、全ての保護者の地域間の格差が縮小し、将来にわたって安心して子育てできる環境整備につながります。
現在までの主な経過・参考事項	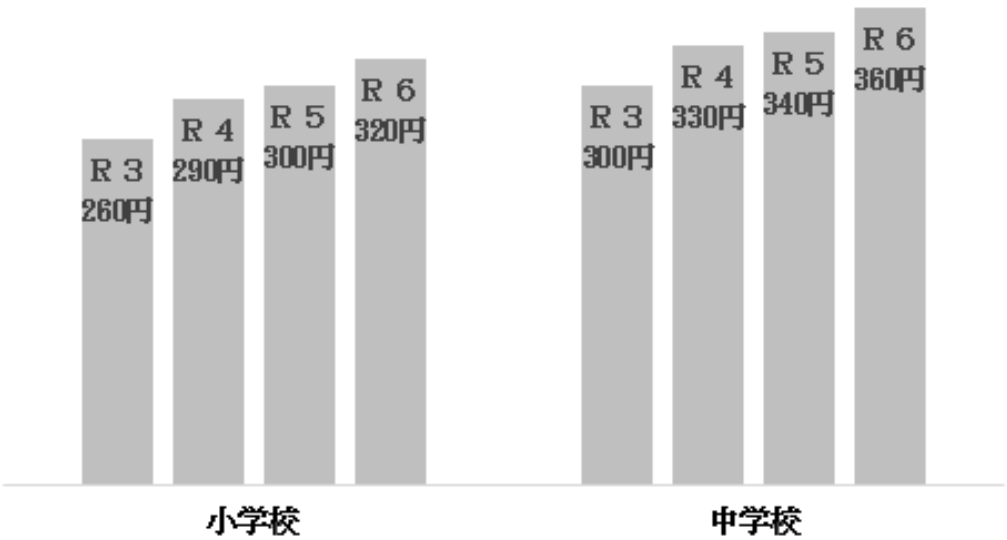 ［弘前市のＲ３以降の学校給食費の推移］ 令和４年度以降の増額分は保護者負担とせずに市が負担。

担当部課：教育委員会学務健康課

重 点 要 望 事 項

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	津軽港の物流拠点化と鰺ヶ沢弘前間を結ぶ道路の整備について

要　望　先	国	
	県	県土整備部港湾空港課、道路課

要望内容	○　津軽港の物流拠点化と利活用促進について ○　津軽自動車道をはじめとした、鰺ヶ沢町と弘前市を結ぶ道路の整備促進について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　津軽港は、県内日本海側唯一の物流港湾であり、津軽地域全体の経済・産業の振興に寄与することが期待され、必要な港湾機能の強化が望まれているところであります。 ○　陸上風力発電施設の部材や建設資材の取扱数量は増加傾向が続いておりますが、津軽地域の基幹産業であるりんごをはじめとした農産物や食料加工品などの取扱品目の拡大も望まれております。 ○　洋上風力発電事業に関しては、青森県沖日本海（南側）が令和５年10月に再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定を受け、令和６年１月には事業者の公募が開始されるとともに、同年３月には、県が津軽港をメンテナンス拠点として整備する方針を公表しております。 ○　津軽港と当市を含む津軽地域を結ぶ質の高い幹線道路である津軽自動車道は未だ全線開通しておらず、同港の物流基盤が脆弱な状況となっております。 ［津軽港整備イメージ］ ※青森県沖日本海（南側）協議会構成員説明会資料 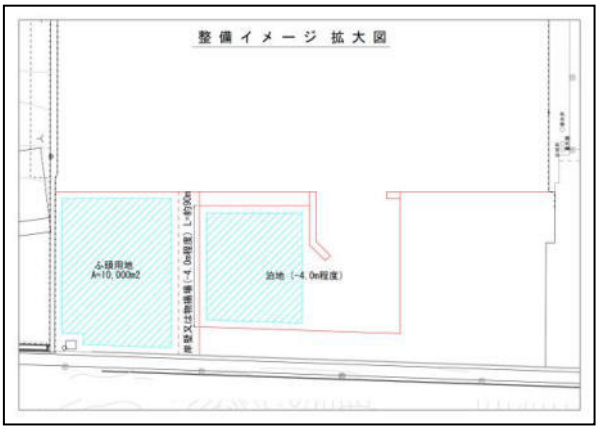

【具体的内容】

津軽港が物流の拠点となり得る港湾機能の強化

○　建設資材等の取扱数量増加や安定供給、津軽地域のりんごをはじめとした農産物等の取扱品目拡大へ向けた需要調査を行い、今後の円滑な物流確保や港湾機能の強化を実現するための次期整備計画の策定及びそれに基づく港湾施設の環境整備を実施していただくようお願いします。

○　津軽港が洋上風力発電事業の運転開始後の保守・管理拠点となる港（オペレーション＆メンテナンス港）として利活用され、津軽地域の産業振興が図られるよう、地元事業者及び関係機関との連携をこれまで以上に強化し、必要となる港湾機能の整備を実施していただくようお願いします。

○　鰺ヶ沢（津軽港）・弘前・青森（青森港）における災害時等のリスク分散及びバックアップ機能確保のための物流拠点となり得る、港湾機能の強化を進めていただくようお願いします。

○　物流及び人的交流拡大のため、クルーズ船の受入環境の整備に向けた調査及びポートセールス活動への引き続きの支援をお願いします。

［県産りんごの輸出］

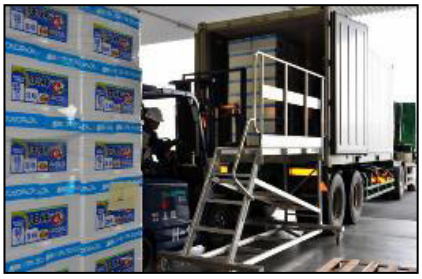

［津軽港と津軽地域を結ぶ道路］

質の高い幹線道路の整備

○　現在事業中の津軽自動車道によって鰺ヶ沢町と国道7号への陸路が整備され、併せて当市から津軽港への陸路が整備されることにより、鰺ヶ沢（津軽港）・弘前・青森（青森港）における災害時等のリスク分散とバックアップ機能の確保につながるとともに、津軽港を利用した企業誘致の材料となるほか、津軽港を拠点に国内外と津軽地域を結ぶ、農産物などの物流ルートの構築につながることから、津軽自動車道の早期の全線開通を国へ働きかけていただくとともに、将来的な必要性を見据え、津軽自動車道の整備後には、当市と津軽港を結ぶ物流に適した質の高い幹線道路を整備していただくようお願いします。

○　津軽港と当市を直接結ぶアクセス道路である県道弘前鰺ヶ沢線において、機能向上のための道路改良事業を引き続き実施していただくようお願いします。

	【効果等】 ○　港湾の機能強化が図られます。 ・建設資材等の安定供給や農作物など津軽地域産品の取扱品目拡大に対応した、港湾機能強化による港湾の利用促進 ・洋上風力発電事業を契機とした津軽地域の産業振興 ・災害発生時の県内港湾施設のリスク分散、バックアップ機能の確保 ○　津軽港を起点とした津軽地域の道路走行性の向上と当市までの所要時間の短縮が図られます。 ・物流拠点としての利用促進 ・地域間交流の促進 ⇒『津軽地域の豊かな産業構造の構築及び安定した住民生活の確保』
現在までの主な経過・参考事項	＜主な経過＞ 昭和59年２月　七里長浜港建設促進期成同盟会結成 平成８年５月　七里長浜港利用促進協議会設立 平成９年６月　七里長浜港供用開始 平成９年７月　外国客船（オルガサドフスカヤ号）初入港 平成10年９月　大型クルーズ船「ふじ丸」「にっぽん丸」入港 平成12年７月　外国貨物船（シルバーアロー号）初入港 平成12年８月　七里長浜港における荷役業務に関する協定書調印・締結 平成13年６月　中国産輸入砂第1船入港 平成16年５月　七里長浜港船舶寄港助成金制度創設 平成18年４月　「青森の港湾ビジョン」（国土交通省･青森県）策定 平成21年８月　供用開始以降、初めて県産木材を国内出荷 平成22年４月　七里長浜港港湾施設（野積場・上屋）の減免制度創設 平成22年６月　供用開始以降、初めて輸出（県産木材を中国へ） 平成23年12月　「青森県復興ビジョン」に「物流等のバックアップ機能の確保のために重要」として掲載 平成26年度　青森県において「青森県建設資材等流通拡大調査検討」を実施 平成28年度　新たな物流の可能性として、東北グレーンターミナル(株)が試験的に飼料米（約500トン）を搬出 平成30年度　南防波堤の延伸工事完了（港湾地域再生基盤事業の終了） 七里長浜港における貨物取扱量実績が過去最高の256,455トンを記録（前年に比べて82,100トンの増） 令和元年度　「津軽港」へ港名変更 津軽港における貨物取扱量実績のうち、陸上風力発電施設部材の取扱量実績が過去最高の13,874トンを記録（前年に比べて1,929トンの増） 令和３年度　津軽港利用促進協議会において「津軽港利用促進方策検討調査」を実施 令和４年度　津軽港利用促進協議会において「津軽港トライアル輸送に向けた調査」を実施 令和５年度　津軽港利用促進協議会において「津軽港利用実態把握等検討調査」を実施

担当部課：企画部企画課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	岩木山火山防災に係る対策の推進について

要　望　先	国	内閣府、総務省消防庁、国土交通省
	県	危機管理局防災危機管理課

要望内容	○　「退避壕や退避舎」の整備・改修に係る補助金の拡充について ○　火山監視体制の強化に係る設備の整備について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　現在、岩木山は噴火の兆候はなく静穏に経過しておりますが、岩木山頂付近にある３箇所の山小屋は、草津白根山のような突発的な噴火の際に、身を隠すのに十分な広さや噴石に対する強度がなく、登山者や観光客等が安全に退避できない状況にあります。 ○　退避壕・退避舎等の整備にあたっては、県や周辺６市町村が「火山災害警戒地域」に指定されていることや、「津軽国定公園」内に位置すること、ヘリコプターでの資材搬送等多額の経費がかかることから市町村単独での整備が困難な状況となっております。経費に関しては、国による「消防防災施設整備費補助金」がありますが、整備・改修を進めるにあたって補助率の低さが大きな支障となっております。 ○　現在、気象庁において岩木山周辺（岩木山百沢東）に監視カメラを設置しておりますが、山頂付近に監視カメラや電源設備がないことから、山頂付近の監視が不十分であり、また、火山灰による発電機の動作不全・電源喪失や、噴火時における円滑な避難誘導の遅延が懸念されているところであります。 **【具体的内容】** ○　県においては「消防防災施設整備費補助金」の補助率を、岩木山（１/３）についても避難施設緊急整備地域と同等（１/２）以上へと拡充するように国への働きかけをお願いいたします。 ○　現在、山頂付近に監視カメラや電源設備がなく、詳細な監視や噴火時の避難誘導等に支障をきたしていることから、電源・通信ケーブル及び電源設備の整備を行い、通信回線や電源の多重化並びに山頂付近への監視カメラの設置について国への働きかけをお願いいたします。 **【効果等】** ○　「退避壕等」の整備や、山頂付近へ監視カメラ及び電源設備が整備されることで、詳細な火山活動を監視できるほか、突発的な噴火が生じた際に迅速な避難誘導が図られます。

<table>
<tr><td></td><td>
［退避壕設置事例（桜島）］

［山頂監視カメラ事例（蔵王山）］</td></tr>
<tr><td>現在までの主な経過・参考事項</td><td>＜主な経過＞
平成25年 7月　岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会設置（事務局：県県土整備部河川砂防課、国土交通省東北地方整備局）
平成26年11月　「岩木山火山防災協議会」設置（事務局：県総務部防災消防課）
平成27年 3月　「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画」策定
（噴火シナリオ・火山ハザードマップ策定）
平成28年 2月　改正活動火山対策特別措置法に基づく「火山警戒地域」に県ならびに当市を含む6市町村が指定
平成28年 2月　岩木山火山防災協議会において「噴火警戒レベル（案）」承認
平成28年 4月　改正活動火山対策特別措置法に基づく「岩木山火山防災協議会」設置（事務局：県危機管理局防災危機管理課）
平成28年 7月　気象庁により「噴火警戒レベル」運用開始
平成31年 3月　「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画【行動計画編】」策定
「岩木山火山避難計画」策定
令和元年 7月　「火山防災強化推進都道県連盟」設立（県参画）
令和2年　7月　「火山防災強化市町村ネットワーク」設立（市参画）
令和4年　8月　津軽岩木スカイライン８合目休憩所を運営する「株式会社岩木スカイライン」において避難確保計画を策定</td></tr>
</table>

担当部課：総務部防災課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	犯罪被害者等支援の推進について

要　望　先	国	
	県	交通・地域社会部地域生活文化課 警察本部警務部警務課

要望内容	○　犯罪被害者等支援に関する取組の強化について ○　犯罪被害者等に対する経済的支援制度の創設について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○ 犯罪被害者等からの相談に対応する総合的対応窓口は県内全市町村に設置されておりますが、抱えている問題は個々の状況によって異なるため、適切な支援を行うためには専門的な知識が必要となり、相談対応者の育成が課題となっております。 ○ 予期せず被害に遭い、生命や身体への危害などの直接的な被害のほか、配慮に欠ける他人の言動等による精神的な苦痛、身体の不調などの二次被害に苦しめられることもある中で、犯罪被害からの早期回復を図るためには、安心して生活ができるよう生活基盤を支えることが重要であり経済的支援の充実が求められております。 ○ 当市では、犯罪被害者等を地域で支える社会の形成を図るため、令和４年４月１日に弘前市犯罪被害者等支援条例を施行し、経済的支援策として見舞金（遺族・重傷病）の支給、転居費用及び心理相談料の助成を導入しました。その際、圏域市町村の担当職員を対象に意見交換会を開催し、条例の内容や経済的支援の導入に向けての課題を話し合ったことにより、経済的支援を盛り込んだ条例施行の動きが圏域市町村に広がっております。一方、本県における経済的支援の導入は弘前圏域の一部市町村に限られており、県内で地域格差が生じている状況にあります。 ○ 全国的には16都県（令和５年４月１日時点）で、都道府県による見舞金制度を導入しており、近年増加傾向にあります。 **〈地方公共団体における見舞金制度の導入数〉** 引用：犯罪被害者白書（警察庁）各年4月1日現在

地方公共団体（数）	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
都道府県（47）	2	2	8	13	16
政令指定都市（20）	4	5	9	12	14
市区町村（1,721）	244	303	377	464	631

※ 市区町村数には政令指定都市を含まない。区は東京都の特別区をいう。

【具体的内容】

○　犯罪被害者支援を担う人材を育成するため、研修制度の充実や県民に向けた広報活動など、取組の強化をお願いします。

○　全国的に導入が進んでいる県による見舞金の支給制度など、犯罪被害者等に対する経済的支援制度の創設をお願いします。

【効果等】

○　研修の回数増加や内容の充実等により支援従事者の資質が向上することで、市町村における相談体制が強化されるとともに、関係機関等との連携が図られ、途切れのない支援を行うことができます。また、必要な支援を適切に受けられるようにすることで、被害者の精神的負担の軽減が図られます。

○　県民へ犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性が周知されることで理解が促進され、二次被害の防止に繋がります。

○　県が見舞金等の支給を実施することで、地域格差が生じることなく経済的負担が軽減され、「青森県基本計画」や「あおもり創生総合戦略」に掲げる「防犯と犯罪対策の強化」の推進が図られます。

○　県の取組が強化されることにより、市町村の機運が高まり、条例施行の動きが促進されます。

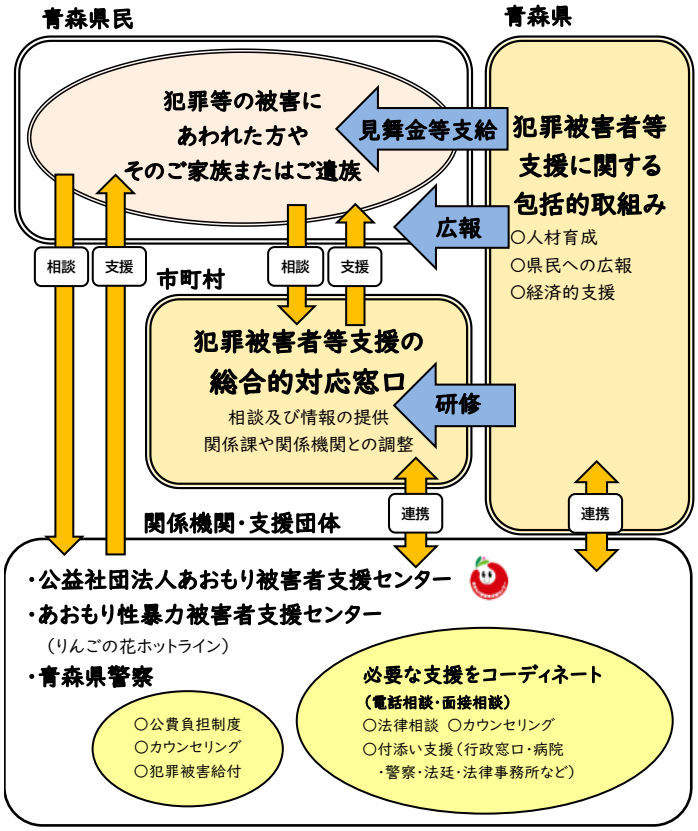

現在までの主な経過・参考事項	＜青森県主催の研修会等＞ 平成30年12月　平成30年度地方公共団体職員等に対する犯罪被害者等施策に関する研修会 令和２年２月　犯罪被害者等支援条例制定記念フォーラム 令和２年12月　犯罪被害者等支援担当職員研修会 令和３年10月　令和３年度犯罪被害者等支援担当職員研修会 令和４年11月　犯罪被害者等支援県民フォーラム 令和４年12月　令和４年度犯罪被害者等支援担当職員研修会 令和５年10月　令和５年度犯罪被害者等支援担当職員研修会 令和５年11月　犯罪被害者等支援県民フォーラム ＜参考事項＞ 平成16年12月　犯罪被害者等基本法制定 平成17年12月　犯罪被害者等基本計画策定 令和元年12月　青森県犯罪被害者等支援条例施行 令和３年３月　第４次犯罪被害者等基本計画策定 青森県犯罪被害者等支援推進計画策定 令和４年４月　弘前市犯罪被害者等支援条例施行 令和４年６月　田舎館村犯罪被害者等支援条例施行 令和４年９月　藤崎町犯罪被害者等支援条例施行 令和５年４月　平川市犯罪被害者等支援条例施行 板柳町犯罪被害者等支援条例施行 大鰐町犯罪被害者等支援条例施行 令和５年６月　西目屋村犯罪被害者等支援条例施行

担当部課：市民生活部市民協働課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	新たな担い手の確保について

要　望　先	国	農林水産省経営局就農・女性課
	県	農林水産部構造政策課

要望内容	○　経営発展支援事業の交付要件の見直しについて
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　本県では、担い手の減少や高齢化の進展とともに、後継者不足問題が顕在化しており、将来にわたり農業生産基盤を維持していくためには、農家出身者のみならず、非農家出身者も含めた新たな人材を育成・確保することが重要であります。 ○　国では、令和４年度に「新規就農者育成総合対策」の見直しを行い、就農直後の経営確立を目的とした「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」を継承した「経営開始資金事業」においては、資金の交付対象期間がこれまでの最長５年間から最長３年間に短縮されたものの、就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合に都道府県支援分の２倍を国が支援する「経営発展支援事業」が創設されたことから、これまで以上に新規就農者への手厚い支援が可能となっております。 ○　当市では、これらの事業を積極的に活用しており、令和５年度においては、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」及び「経営開始資金」により58名に資金を交付したほか、「経営発展支援事業」により１名に補助金を交付することで、新規就農者の確保に努めております。 ○　一方、「経営発展支援事業」の交付対象者について、令和４年度事業では、経営開始１年目（令和４年度に経営開始）の認定新規就農者のみであったのに対し、青森県知事から農林水産大臣への要望等を受け、令和５年度及び令和６年度事業では当該年度における経営開始１年目又は２年目の認定新規就農者に拡充されたものの、依然として経営開始３年目以降の認定新規就農者は本事業の交付対象外となっております。 ○　りんご等の果樹経営をはじめとした新規就農者が導入しようとする機械等は、経営開始１年目から必要になるものと、事業拡大とともに作業の効率化や省力化を図るために必要となるものに大別されますが、本事業の活用を希望する新規就農者からは「経営開始資金（最長３年間）の交付を受けながら、事業拡大にあわせて本事業を活用したい。」との声が寄せられております。また安定的な経営を行うためには、経営開始直後に過剰な投資を行わず、計画的に導入を進めることが重要であります。

【具体的内容】

○　経営発展支援事業について、経営開始１年目の認定新規就農者に限らず、経営開始資金事業の支援期間中（最長３年間）であれば上限額の範囲内で複数回活用できる制度とするよう、国への働きかけをお願いします。

【効果等】

○　新規就農が促進され後継者不在農家の経営を継承し得る人材の確保につながり、当市農業生産基盤の維持・強化が図られます。

現在までの主な経過・参考事項

≪経営発展支援事業の概要≫

	令和５・６年度事業	令和４年度事業
概要	機械・施設等の導入支援	
支援内容	都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県の２倍を国が支援 ※青森県においては、県25%、国50%の支援により、補助率は75%（上限額750万円）となる。 ※経営開始資金交付を受ける場合、上限額は375万円となる。 ※夫婦共同申請の場合、上限額は1.5倍となる。	
交付対象者	当該年度またはその前年度に新たに農業経営を開始し、独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者	令和４年度に新たに農業経営を開始し、独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者

≪経営開始資金の概要≫

概要	経営の不安定な就農初期段階に資金を交付
支援内容	１人あたり年間150万円（最長３年間）交付 ※夫婦共同申請の場合、交付額は1.5倍の年間225万円となる。
交付対象者	新たに農業経営を開始する独立自営就農時に原則50歳未満の認定新規就農者

≪果樹経営（りんご単作）の新規就農者が導入する農業用機械の例≫

	新たに導入する主な機械等
経営開始 １年目から 必要	◇農業経営を開始する上で必須 ・乗用草刈機（事業費：90万円程度） ・スピードスプレーヤ （経営規模に対し高額（事業費：900万円程度）であるため、経営発展支援事業の活用を見送り、貸借等により確保する新規就農者が多い） ・軽トラック （農業経営以外の用途にも活用できるため、経営発展支援事業の交付対象外）
事業拡大とともに必要	◇作業の効率化や省力化を図るために必要 ・スピードスプレーヤ（事業費：900万円程度） ・作業用運搬車（事業費：70万円程度） ・高所作業台車（事業費：80万円程度） ・フォークリフト （農業経営以外の用途にも活用できるため、経営発展支援事業の交付対象外）

担当部課：農林部農政課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	鳥獣被害防止総合対策交付金の財源確保について

要　望　先	国	農林水産省農村振興局
	県	農林水産部農産園芸課

要望内容	○　鳥獣被害防止総合対策交付金の財源確保について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　近年、クマをはじめとした有害鳥獣の出没件数は急増しており、特に昨年度においては市に寄せられたクマの目撃等の件数が２００件を超えるなど、農作物被害や市民生活へのリスクが増加しております。 ○　当市では、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止電気柵の整備や減少傾向にあるハンターの担い手確保・育成のための新規狩猟免許取得費の助成や射撃講習会を開催するなど、ハード、ソフトの両面から各種防除対策等に取り組んでおります。 ○　鳥獣被害防止総合対策交付金については、毎年、当市が計画した対策事業案に基づき交付金を申請しておりますが、平成29年度からは大幅な減額が続いております。令和５年度及び６年度の整備事業においては申請額に対し満額の予算配分をいただいておりますが、推進事業においては、令和４年度以降、３割以上の減額となっております。農作物被害等の減少に向け、当市が充実した鳥獣被害対策を実施していくためには、有利な財源である本交付金の安定した確保が必要となっております。 **【具体的内容】** ○　当市が実施する鳥獣被害対策を今後も安定して継続するため、特に要望額に対し充当率が低いソフト面の推進事業を含め、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について、国への働きかけをお願いいたします。 **【効果等】** ○　充実した鳥獣被害対策を継続することで、農作物被害の減少、生産者の営農意欲の向上、高品質な農作物の安定生産及び市民生活の安全確保等が図られます。

現在までの主な経過・参考事項

≪鳥獣被害防止総合対策交付金 予算配分額の推移≫

年　度			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要望額（千円）			2,525	5,974	5,337	7,647	9,225	13,115	6,820	12,651	5,205
配分額（千円）			2,405	4,863	4,390	6,647	6,800	10,188	4,968	11,719	4,188
充当率（%）			95.25	81.40	82.26	86.92	73.71	77.68	72.84	92.63	80.46
内訳	整備事業	要望額（千円）	412	2,974	2,337	5,002	3,819	8,115	2,658	9,651	2,205
		配分額（千円）	312	2,379	2,103	4,301	2,902	6,492	2,259	9,651	2,205
		充当率（%）	75.73	79.99	89.99	85.99	75.99	80.00	84.99	100.00	100.00
	推進事業	要望額（千円）	2,113	3,000	3,000	2,645	5,406	5,000	4,162	3,000	3,000
		配分額（千円）	2,093	2,484	2,287	2,346	3,898	3,696	2,709	2,068	1,983
		充当率（%）	99.05	82.80	76.23	88.70	72.11	73.92	65.09	68.93	66.10

≪ツキノワグマ目撃等件数の推移≫　【単位：件】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目撃件数	14	18	34	62	47	103	42	66	41	201

≪有害鳥獣捕獲数の推移≫　【単位：頭・羽】

区分＼年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ツキノワグマ	7	6	7	33	16	79	24	62	20	142
ニホンザル	67	53	38	56	37	57	64	43	52	71
カラス	1,832	1,796	1,469	1,306	1,321	1,205	1,251	1,330	1,295	1,348
計	1,906	1,855	1,514	1,395	1,374	1,341	1,339	1,435	1,367	1,561

担当部課：農林部農村整備課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	りんごの輸出拡大について

要　望　先	国	農林水産省消費・安全局、輸出・国際局
	県	観光交流推進部県産品販売・輸出促進課

要望内容	○　中国向けりんごの輸入規制の早期解除について ○　インドのりんご輸出先国としての有望性等について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　りんごの輸出は、国内市場の需給調整や価格安定の機能があり、生産者や事業者の所得向上とりんご産業の維持・発展のためにも重要な取組であり、県では輸出拡大に向け各種事業を実施しているところでありますが、市でもりんごの最大輸出国である台湾を中心に、積極的にりんごの輸出促進に取り組んでおります。 ○　今後、東アジア・東南アジア地域において、更なる輸出拡大や新たな販路開拓を推進するには、市場規模も大きく、りんごの贈答文化や家庭内消費も旺盛な中国への輸出が重要であります。 ○　しかし、中国への輸出に関しては、東京電力福島第一原発事故以降、放射性物質の検査証明書の発行を求められておりますが、現在、日本政府と中国政府の間で、検査項目についての合意がなされていないため、正式な放射性物質検査証明書の発行ができず、日本産りんごの中国への輸出が事実上できない状況にあり、こうした輸入規制の早期解除が必要であります。 ○　また、令和４年産から、りんご生果実の輸出が解禁となったインドについて、輸出先国としての有望性や課題を継続的に把握する必要があります。 **【具体的内容】** ○　中国向けりんごの輸入規制の早期解除について、中国政府との検査項目の合意など国への働きかけをお願いいたします。 ○　りんごの新たな販路としてインドの有望性や課題等を把握するため、現地における流通や消費の概況、嗜好性、価格等について情報提供していただくようお願いいたします。 **【効果等】** ○　規制の緩和や解除により輸出対象国が増えることは、国際情勢や金融経済に影響を受けやすい輸出業を進める上でのリスクの分散等になり、より安定した輸出業の取組が見込まれることから、更なる県産りんごの輸出拡大が図られ、りんご産業の経営安定及び地域産業の振興につながります。

現在までの主な経過・参考事項

≪国別りんご輸出量（輸出量の約９割は青森県産とされております）≫

【単位：トン】

国別	輸出量合計	台湾	中華人民共和国	香港	ベトナム	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	インドネシア	ロシア	その他
平成２８年産	27,558	20,215	1,225	5,418	164	261	138	41	48	27	7	16
平成２９年産	33,150	23,519	50	8,146	299	695	173	77	55	106	5	24
平成３０年産	33,194	21,618	7	9,618	338	1,041	259	73	51	171	4	14
令和元年産	31,772	22,543	0	7,136	337	1,138	335	54	77	128	1	24
令和２年産	34,432	23,953	11	8,894	339	753	309	48	48	62	1	13
令和３年産	30,545	20,312	0	8,586	288	927	286	35	69	22	1	19
令和４年産	42,224	28,812	0	11,601	282	916	411	39	78	23	0	63
令和５年産	25,023	19,487	0	4,177	203	710	209	29	71	65	0	72

※財務省貿易統計より

※年産は当該年９月～翌年８月（令和５年産は令和５年９月～令和６年２月）

担当部課：農林部りんご課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	健康医療関連産業の誘致について

要　望　先	国	
	県	経済産業部企業立地・創出課

要望内容	○　健康医療関連産業の企業誘致を促進するための情報収集やプロモーション等及び立地に向けた支援策の充実について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　当市では、現在、子どもから高齢者まで、すべての市民が健康で長く元気に活躍できるまちづくり、そして、それに留まらず、雇用の創出と所得の向上などにより、若者をはじめすべての人々がいきいきと住み続けられる「健康都市弘前」の実現に向けた取組を進めており、この主要施策の一つに健康医療関連産業の誘致を位置付け取り組んでおります。 ○　弘前大学健康未来イノベーション研究機構、いわゆる弘前大学ＣＯＩ－ＮＥＸＴでは、長年にわたり健康ビッグデータを蓄積しており、40社以上の企業がそのデータを活用して研究開発、ビジネス化に取り組んでいることから、その参画企業をはじめ、健康医療関連産業に関連する幅広い産業を対象としながら誘致活動を進めているところであります。 ○　また、令和5年度からは、企業誘致に向けたトップセールの実施や健康医療関連産業を対象とした新たな支援制度を創設し、これまで以上に積極的な誘致活動を展開するとともに、地域未来投資促進法に基づく基本計画である「弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画（令和6年4月1日から令和11年3月31日）」を策定し、市内のおける健康医療関連産業の振興に取り組んでおります。 ○　市場の成長が見込まれ、景気変動の影響を受けにくい分野である健康医療関連産業の誘致を促進することで、雇用の創出と若者の地元定着・所得向上へ繋げていく必要があります。 **【具体的内容】** ○　健康医療関連産業を対象とした、情報収集や立地プロモーション・セールス活動等への支援の更なる充実をお願いします。

	【効果等】 ○　県と連携した企業誘致活動を充実させることで、健康医療関連産業の企業情報の把握や市の取組などの情報発信を、より効果的、戦略的に展開することができます。 ○　立地に関する支援を手厚くすることで、企業の地方進出の後押しとなり、立地の可能性が高まります。
現在までの主な経過・参考事項	≪弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画（令和6年4月～令和11年3月）≫ 青森県及び弘前市では、「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」の基本理念のもと、「本県産業の強みを生かして地域経済が好循環する社会」の実現に向け、弘前市において、一層の成長が見込まれる健康医療関連産業（医療・健康・福祉）の振興を図り、弘前大学や青森県産業技術センター弘前工業研究所など研究機関における研究成果や、医療・福祉関連産業の集積、豊富な地域資源など地域の特性を活用し、健康医療関連産業に挑戦する事業者を広く支援しております。 ≪あおもり産業立地フェア≫ 県主催で、首都圏内等の企業を対象に、青森県の立地環境や企業誘致に関する取組状況等についてＰＲ・情報発信し、産業立地を促進しています。 ●令和4年度 ・令和4年10月31日（月）　ホテル雅叙園東京 ・令和4年11月14日（月）　ホテルメルパルク名古屋 ●令和5年度 ・令和5年2月2日（金）　ホテル雅叙園東京 ・令和5年2月13日（火）　ホテルモントレ大阪 ≪首都圏トップセミナー≫ 首都圏等の企業に対して、トップセールスによる市主催のセミナーを開催し、効果的な誘致活動を促進しています。 ・令和5年9月27日（水）　大手町サンケイプラザ

担当部課：商工部産業育成課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	白神山地の観光振興の推進について

要　望　先	国	
	県	観光交流推進部観光政策課、誘客交流課 環境エネルギー部自然保護課 県土整備部道路課

要望内容	○　白神山地の誘客促進の強化について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　原生的なブナ林を中心に多様な生態系を有する白神山地は、後世に伝えるべき人類の宝であり、青森県を代表する地域資源として保全と活用による共生の取組が求められております。 ○　令和５年に白神山地が世界自然遺産登録30周年を迎えたことを契機に、県では、関係自治体や白神山地に関わる観光・商工団体等で構成する白神山地世界自然遺産登録30周年連絡会議を設立し、様々な記念事業の実施や効果的な情報発信を行ったところであり、これらにより、高まった機運と取組を今後も継続させていく必要があります。 ○　白神山地の価値の創造と魅力の発信を目的に、西目屋村や関係団体と組織している「白神山地活性化実行委員会(会長： 弘前市長)」が、30周年機運醸成事業を実施して、高まった機運を継続させるため、取組を継続し、白神山地の認知度と興味関心度を向上させ、更なる誘客を促進する必要があります。 白神山地の名勝「暗門の滝」 ○　令和５年の白神山地への入山者数は３万９千６００人で、コロナ禍前の令和元年の３万８千人を超えた一方で、令和３年12月に発生した白神ライン砂子瀬ゲート付近の道路法面の崩落と、令和４年８月の大雨によるアクセス道の開通に関する問い合わせが増加しております。 ○　遺産登録地域周辺の受入環境については、登録された地域の自治体が整備を進めておりますが、限られた財源の中では十分な整備を行うことが困難となっております。安全を確保したうえでの誘客を図るためにも迅速に受入環境の充実を図る必要があります。

【具体的内容】

○　世界自然遺産登録30周年を契機に始まった白神山地世界自然遺産登録30周年連絡会議や関連する取組によって高まった機運を次の35周年まで継続させるよう、県が主体となり、白神山地の関係自治体及び団体と連携し、積極的に情報発信するなど、誘客促進を図っていただくようお願いします。

○　新型コロナウイルス感染症や自然災害等の影響により停滞した白神山地の観光産業の活性化に向け、県が主体となり、秋田県や、平成５年に同時に世界自然遺産に登録された屋久島と連携しながら、白神山地の魅力を情報発信し、さらなる誘客促進を図っていただくようお願いします。

○　観光客がより安全に通行できるよう、崩落個所と被災箇所の早期復旧（道路整備等の早期完了）をお願いします。

【効果等】

○　世界遺産登録30周年を迎えた白神山地を、県民をはじめ多くの方々に知っていただくことで価値や魅力の再認識につながり、連携の促進が期待されます。

○　白神山地への誘客促進の強化により、認知度及び興味関心度が向上し、弘前公園や十和田湖など、他の観光資源と組み合わせることで、青森県への旅行需要が喚起され、観光交流人口の増加が図られます。

【登録 30 周年を迎えた白神山地】

現在までの主な経過・参考事項	＜主な経過＞ 平成５年12月　白神山地世界自然遺産登録 平成23年２月　環白神エコツーリズム推進協議会設立 平成24年２月　一般財団法人白神山地財団設立 平成25年４月　白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会設立 平成25年６月　弘前・西目屋エリア白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会設立 平成25年12月　白神山地世界遺産登録20周年 平成26年６月　白神山地活性化実行委員会設立（旧「弘前・西目屋エリア白神山地世界遺産登録20周年記念事業実行委員会」） 平成28年10月　津軽ダム完成 平成30年12月　白神山地世界自然遺産登録25周年 令和２年６月　白神山地PRラッピングバス運行（弘前市内）令和元年10月　VISIT JAPAN トラベル&MICE マート2019に参加 令和３年12月　土砂崩れにより西目屋村側からのアクセスが不可 令和４年８月　大雨によりアクセス道が被災 令和５年６月　世界遺産登録30周年記念「白神山地魅力発信アンバサダー」委嘱 〈白神山地入山者数〉 平成28年：35,363 平成29年：33,011 平成30年：24,296 令和元年：38,382 令和２年：28,217 令和３年：26,656 令和４年：16,210 令和５年：39,600 ※環境省　白神山地世界遺産地域及び周辺地域入山者数調査より

担当部課：観光部国際広域観光課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	腰巻川の早期改修について

要　望　先	国	国土交通省水管理・国土保全局
	県	県土整備部河川砂防課

要望内容

○　弘前市豊田一丁目地区から南大町地区までの河川改修の促進について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　近年、局地的大雨による都市型水害が多数発生しております。

○　市街地を流れる腰巻川は、平川合流地点から弘前年金事務所前までの整備を完了しておりますが、その上流区間は未整備となっております。
　特に、JR奥羽本線を横断する箇所は河道が狭く、線形も屈曲していることから、大雨時には頻繁に溢水が発生しております。

○　当市では、三岳公園付近での雨水貯留施設について、平成29年度より一部着工していることから、下流の腰巻川の改修が急がれます。

［腰巻川整備済み区間］

［JR 奥羽本線を横断する箇所］

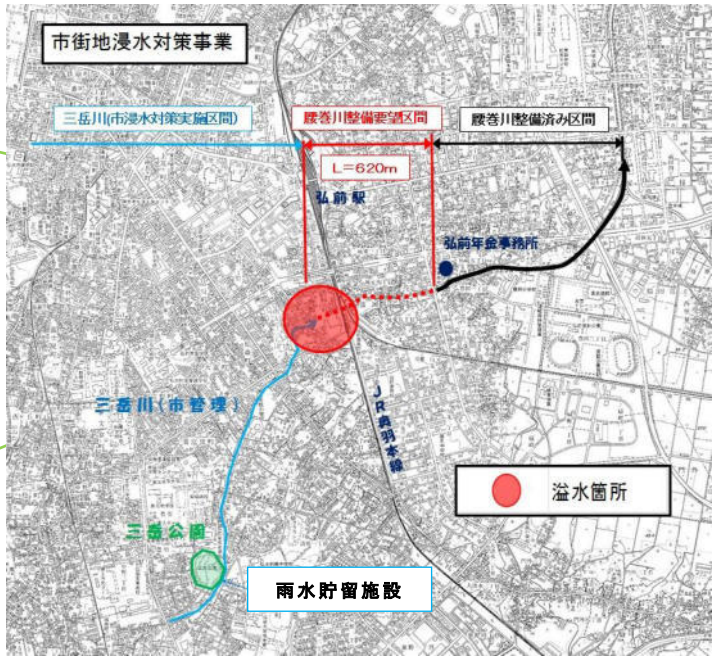

【具体的内容】

○　未整備区間の河川改修を早期に着工していただくようお願いいたします。
（・弘前市豊田一丁目地区から南大町地区までの河川改修
・ボトルネックとなっているJRの横断部分の解消）

【効果等】

○　県と当市が一体となって浸水対策に取り組むことで、市街地の浸水被害の解消が図られます。

○　雨水貯留施設の整備により、河道断面の縮小と事業費の圧縮につながります。

［平成 26 年 8 月 JR 横断部溢水］

［平成 25 年 9 月市道冠水］

市民の安全で安心な生活の確保

現在までの主な経過・参考事項

＜主な経過＞

昭和57年度	中小河川改修事業により整備開始
平成 9年度	平川合流点より弘前年金事務所（洞喰川合流点）までの3.53kmを整備
平成10年度	全国的な河川事業見直しにより事業を休止
平成23年度	河道計画の検討
平成24年度	〃
平成27年度	流域調査業務
平成28年度	計画流量及び計画河道断面の見直し等
平成29年度	流域(詳細)調査、(JR横断部)地質調査、地下水調査
平成30年度	浸水想定区域図（想定最大規模の降雨）作成
令和元年度	河道ルート検討、JR及び弘南鉄道横断検討
令和 2年度	JR奥羽本線横断協議、横断部再検討
令和 3年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、横断部修正設計 弘南鉄道弘南線横断協議
令和 4年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、横断部修正設計
令和 5年度	JR奥羽本線横断協議（継続）、弘前市上下水道部協議

担当部課：建設部土木課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	主要地方道弘前柏線の整備促進について

要　望　先	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要望内容

○　弘前市種市地区から石渡地区までの道路整備促進について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　本路線は、当市石渡地区の主要地方道弘前鰺ヶ沢線との交差点を起点に、つがる市柏地区の国道101号に至る津軽地域の幹線道路であるとともに、生活道路としての役割も担っております。

○　本路線は、幅員が狭いうえ、急カーブが連続し歩道が未整備なことから、特に積雪期において通勤・通学に支障を来しております。

○　当市と西北地方を結ぶ広域ネットワーク路線であり、早急な整備が求められております。

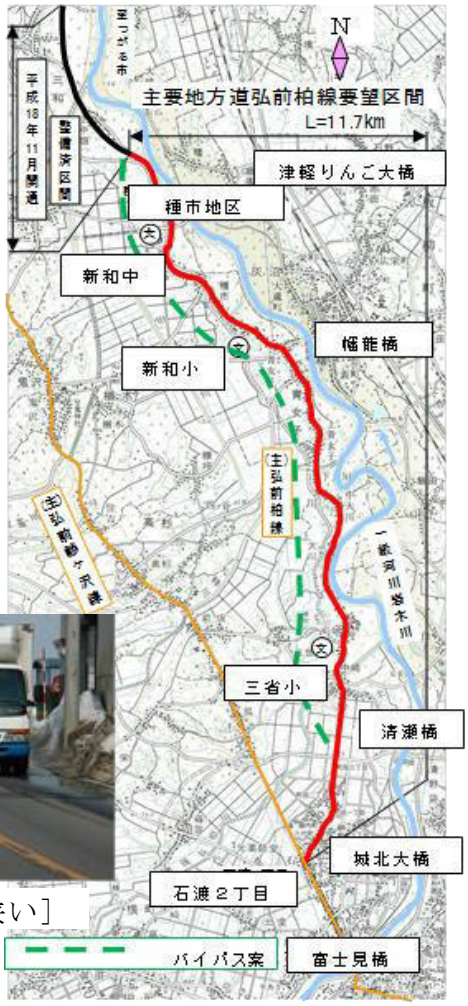

［急カーブが続く］

［道路の幅員が狭い］

【具体的内容】

○　道路整備の早期着工をお願いいたします。
- 石渡～種市間にバイパスを整備
- 急カーブ、幅員狭小区間の解消
- 歩道の設置

（新和・藤代地区からの住民提案型による要望）

	【効果等】 ○　西津軽地区との交流連携強化が図られます。 ・「弘前総合医療センター」への救急搬送・通院時間の短縮 ・りんご物流の効率化 ・地域間格差の是正 ○　安全・安心な道路が構築されます。 ・児童及び高齢者等交通弱者の安全確保 ・冬期間の利便性、安全性の向上 ・渋滞緩和、交通事故の減少 **津軽地域の安全･安心な活力に満ちた社会･経済･生活の実現**
現在までの主な経過・参考事項	＜主な経過＞ 昭和56年度 ～　　つがる市柏広須～弘前市種市間L=10.6km(平成19年12月開通) 平成19年度 平成21年度　弘前市町田～弘前市中崎間L=0.8km　歩道整備、防雪柵 平成23年度　弘前市三世寺　歩道整備及び防雪柵設置に着手 平成24年度　弘前市三世寺　L=0.37kmの歩道及び防雪柵が完成 平成25年度　石渡～種市間のルートを検討 平成26年度　工区全体の道路概略設計 平成27年度　弘前市中崎　道路予備設計 平成28年度　弘前市中崎　道路詳細設計 平成29年度　弘前市中崎　橋梁予備設計、用地測量、建物等調査 平成30年度　弘前市中崎　橋梁詳細設計、防雪柵検討、用地取得 令和元年度　弘前市中崎　用地取得 令和 2年度　弘前市中崎　用地取得、支障物件移転補償、防雪柵詳細設計 路体盛土工事 令和 3年度　弘前市中崎　用地取得、支障物件移転補償 令和 4年度　弘前市中崎　用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 令和 5年度　弘前市中崎　用地取得、支障物件移転補償、埋蔵文化財本調査 路体盛土工事

担当部課：建設部土木課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	道路融雪設備の機器更新への支援制度の拡充について

要　望　先	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要望内容	○　フロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（歩道、車道）の機器更新への支援制度の拡充について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　当市に存在しているフロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（車道2箇所、歩道4箇所）は、平成4年から導入しており、耐用年数(15年)を超過しての運用により、経年劣化によるフロンガスや不凍液の漏洩などが発生しております。特定フロン(R22等)はモントリオール議定書により、令和2年で製造が全廃され、今後、補充用冷媒の入手が困難となることから、特定フロン使用の融雪設備を計画的に更新していく必要がありますが、その費用は多大なものとなり、設備更新費の確保が課題となっております。 ○　歩道融雪は当市の玄関口である駅前地区に整備され、歩行者の周遊性と高齢者や障害者への冬期間のバリアフリーを確保する重要設備であります。 ○　車道融雪については、坂道の冬期道路交通の安心・安全を確保する設備として、融雪能力の確実性と制御応答性が求められます。歩道融雪・車道融雪共に経年劣化による不具合や能力低下の顕在化と、上記フロン対策が喫緊の課題となっております。 ［参考写真１］ 歩道融雪の稼働停止状況 （弘前駅前地区） ［参考写真２］ 経年劣化によるフロンガスの漏洩 （駅前融雪設備）

【具体的内容】

○　道路融雪設備の機器更新への支援拡充をお願いします。

道路融雪設備のノンフロン化について、社会資本整備総合交付金の重点施策化による予算確保を継続してお願いします。歩道・車道にかかわらず、融雪設備の継続性の高い施設運用と適正な維持更新に向け、国へのノンフロン化支援制度の拡充について、働きかけをお願いします。

【効果等】

○　融雪設備の適切な更新により、融雪効果の確実性や制御応答性が確保されます。また、冬期間において利用する誰もが安心して円滑に移動できる道路環境が確保されます。

○　融雪設備の更新により冷媒をノンフロン化することで、世界的に進められているオゾン層の保護や地球温暖化問題の対策に寄与します。

現在までの主な経過・参考事項

＜主な経過＞

平成4年～　フロンガスを使用した融雪機器の歩車道への導入開始

平成19年　モントリオール議定書第19回締結国会合により、令和2年度以降の特定フロン生産量を原則全廃決定

平成28年　地球温暖化対策計画　閣議決定

＜参考事項＞

弘前市　特定フロンガス冷媒融雪設備　位置図

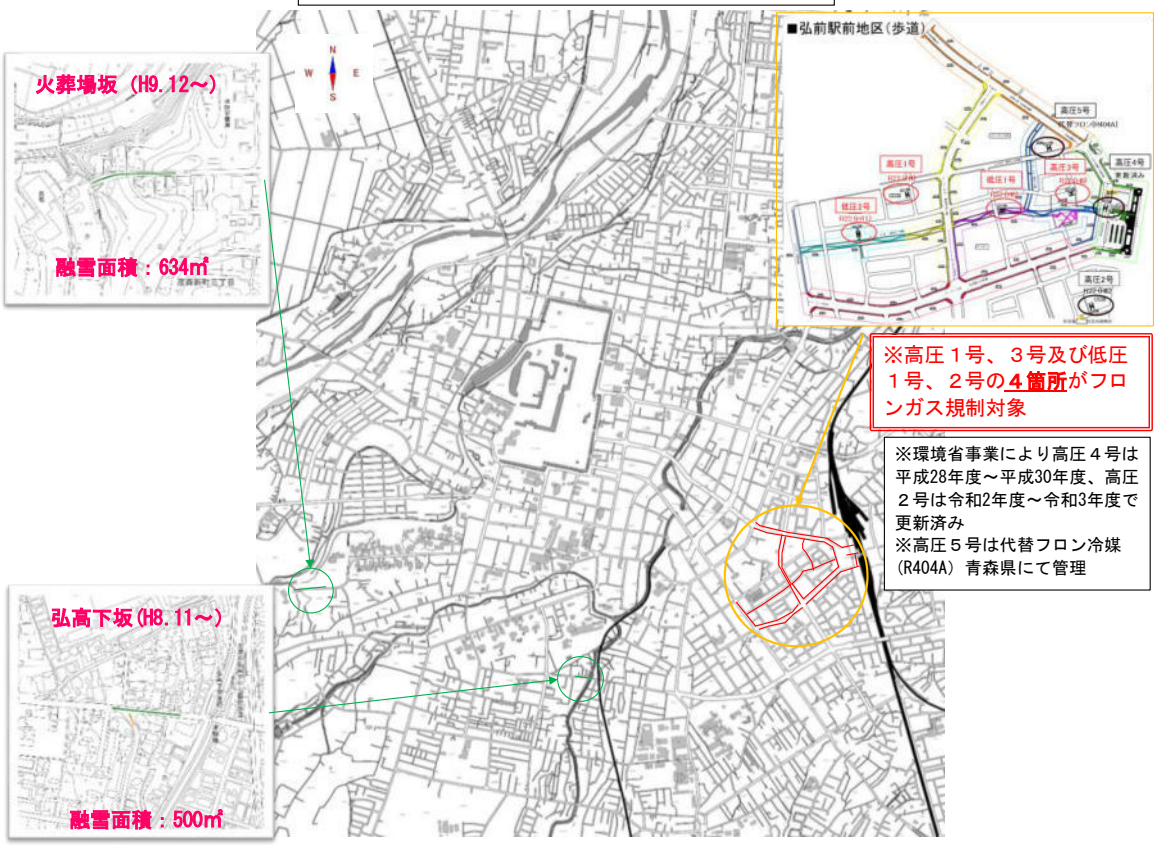

担当部課：建設部道路維持課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	雪置き場の新規整備に対する支援について

要　望　先		
	国	国土交通省道路局
	県	県土整備部道路課

要望内容	○　雪置き場の新規整備への支援拡充について
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　当市は積雪寒冷地域として指定され、シーズンの累積降雪量は平年値（30年値）で679cmに及び、特に豪雪年と呼ばれる平成23年度は697cm、平成24年度では770cmもの累積降雪量を記録しております。 ○　当市では、排雪の運搬先として主に４箇所の雪置き場を運用しておりますが、そのうち、市が所有している雪置き場は１箇所のみであり、残り３箇所は河川管理者（青森河川国道事務所）より岩木川河川敷を占用させてもらい運用する河川敷雪置き場となっております。 ○　記録的な豪雪年となった平成23・24年度には市民生活への影響が顕在化し、早急な除排雪作業が求められましたが、雪置き場周辺は運搬車両で大混雑し、更には雪置き場の容量不足も発生したことから、河川敷雪置き場において緊急対応を取らざるを得ない事態となりました。 ○　河川占用条件では融雪期の河川管理上、堆雪高さの上限は河川堤防の高さまでとなっておりますが、豪雪による切迫した事態を河川管理者に相談し、緊急対応として堤防高さを超過し堆雪しました。 ○　この結果、堆雪高さは上限の約２倍まで積み上がり、河川管理者より融雪期間の出水対策について河川管理上支障となりかねないとの強い指摘を受けることとなりました。 ○　河川敷雪置き場では、堆雪を河川の増水期（融雪期）にあたる４月末までに消雪することが河川占用条件となっており、これに係る費用が市の財政負担となっております。特に豪雪時にはこの費用が増大し財政上の大きな課題となりました。 ○　こうした通年課題に加え、豪雪時には容量不足も発生したことから、河川敷以外の適地に雪置き場の新規整備を検討しております。 ［参考写真１］ 雪置き場周辺で発生する混雑状況 （堀越雪置き場） ［参考写真２］ 豪雪により堤防高さ以上に堆雪した状態 （樋の口町雪置き場）

【具体的内容】

○　雪置き場の新規整備への支援拡充をお願いします。

・　新規雪置き場の整備規模については、平成24年度に発生した雪置き場の容量不足量を基準に、①新規雪置き場、②市内各所の雨水貯留施設の雪置き場利用（多機能化）、③町田雪置き場の県との共同利用により分散堆雪する計画で算定し、整備規模の圧縮を図りました。

・　また、この算定規模を基準にエリアを絞り込み、交通渋滞緩和の効果、農業への影響、排水先の確保などを評価したうえ河西地区を適地として選定しました。

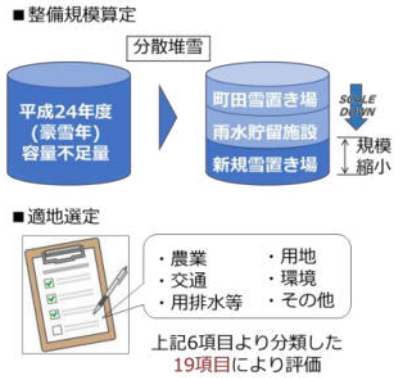

［整備規模の算定と適地の選定イメージ］

・　新規雪置き場の整備について特定財源確保の観点から、社会資本整備総合交付金による事業採択を要望しましたが、国の見解では、「交付金を活用して道路事業を行う前提として、雪置き場は道路の附属物である必要があり、道路法逐条解説によると、資材置き場や駐車場は道路附属物として列挙されているものの、雪置き場は列挙されておらず、これを道路附属物とするのは拡大解釈であり補助対象外である。」との見解が示されました。

・　雪置き場は冬道の道路交通の支障となる雪の搬出先として重要施設であり、「新規雪置き場整備事業」を社会資本整備総合交付金の対象事業として取扱って頂くよう、国への制度拡充について働きかけをお願いします。

【効果等】

○　新規整備により雪置き場の分散配置となり、既設雪置き場周辺で発生する交通渋滞が緩和され、市民生活の利便性が向上します。

○　暖冬時には河川敷雪置き場の運用を最低限に抑えることができ、河川占用条件である消雪の費用が縮減されます。

現在までの主な経過・参考事項

＜主な経過＞

平成25年度　青森県中南地域県民局　雪置き場候補地選定業務委託(独狐、小沢、高杉地区等で検討)

平成26年3月　弘前市雪対策総合プラン策定

平成27年2月　弘前市議会より『雪置き場の新設に対する提言書』提出

令和元年度　新規雪置き場整備検討事業を実施

令和2年6月　弘前雪対策総合プラン改訂

令和３年度　河西地区雪置き場基本設計業務を実施

＜参考事項＞

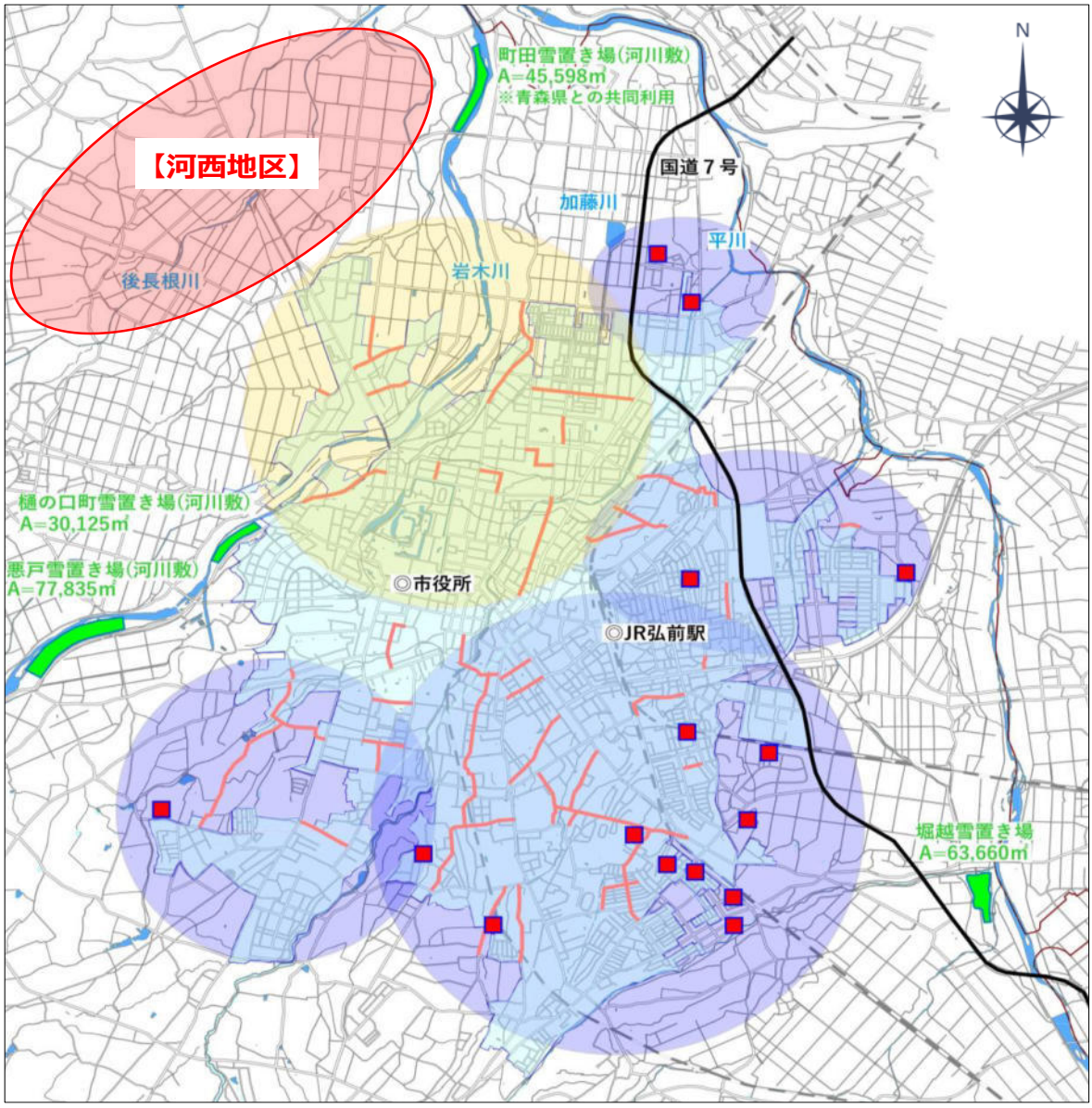

：人口集中地　：渋滞発生箇所

：市街地の既設雪置き場　：雨水貯留施設

：雨水貯留施設の多機能化により除排雪作業の効率化が見込まれるエリア

：新規雪置き場の整備により特に除排雪作業の効率化が見込まれるエリア

担当部課：建設部道路維持課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	県立高等学校教育改革における多様な学習環境の整備について

要　望　先	国	
	県	教育庁高等学校教育改革推進室

要望内容	○　学校や地域の特色を生かした魅力ある学校づくりの推進について ・子どもたちの夢を実現できる教育環境の整備 ・農業を学ぶ教育的資源である弘前実業高校農場の存続
現状と課題・具体的内容・効果等	**【現状と課題】** ○　県や市町村において、人口減少という課題に立ち向かいながら人材を育成する計画や取組を積極的に進めている中で、高校教育においても、生徒数の減少を踏まえながらも、学校や地域の特色を生かし柔軟な発想で人材を育成していく学習環境の整備は必要不可欠なものです。 ○　令和３年11月に青森県立高等学校教育改革推進計画第２期実施計画が公表され、中南地区においても、志願倍率の高い普通科が学級数減の対象となりました。 ○　県立高校全日制の入学者選抜について、中南地区は、他地区からの志願者が多数存在することにより、長年にわたり他の５地区に比べ志願倍率が極端に高いという課題があり、多くの受験生にとって、第一志望の高校への進学が難しい状況にあります。 ○　生徒数の減少や他地区への志願により、志願倍率が１倍を切る高校が増え、その高校は再募集が行われることで、再挑戦が可能となるなど、強い不公平感があります。 ○　生徒数の減少傾向に加え、令和２年４月からの私立高校の授業料実質無償化の影響で、私立高校を第一志望にする生徒が大幅に増えたことや、他地区の私立高校による生徒の取り合いが起きていることで県立高校への県全体の志願倍率が下がるなど、県立高校全日制の入学者選抜を取り巻く状況は、急激に変化しております。 ○　令和６年度の県立高校全日制の出願倍率が県全体で0.94倍となるなど、県全体における志願倍率が低下しているにもかかわらず、中南地区は1.05倍と、依然として県内一高い状態が現在も継続しております。 ○　弘前実業高校農業経営科が令和５年３月に閉科したこと、令和６年度から総合選択教科として農業系科目の選択ができなくなり、授業で農場を活用する機会がなくなりましたが、農業には農福連携や農業ファッション、６次産業化、農業経営の探究など、将来的にも高校生の農場を活用した取組には様々な可能性があります。県では、運動部活動の活動場所が少ない課題に対応する必要があるとして、農場跡地の活用を検討しているものの、農場は、一度閉鎖してしまうと二度と回復が望めないことから、他の用途での活用には慎重な判断が求められます。

○　農業経営科では、藤崎校舎の時代から開発・育成してきたりんご「初恋」が生徒たちのバトンをつないで品種登録出願が受理され、令和６年に新品種として登録される見込みとなるなど、農場を活用して得られた実績や歴史を、農業経営科の閉科後も次の世代につないでいく必要があります。

【具体的内容】

○　地区ごとの生徒数の推移だけではなく、他地区の生徒の進路動向や募集定員に対する志願者の状況等を勘案した上で、第２期実施計画における中南地区への対応内容が適正かどうかを今後も検証し、県内のどの地区の生徒も、不公平感なく、興味・関心をもって、第一志望の高校への入学を目指せるよう、私立高校とも連携を図るなどして、県内各地区の県立高校への志願倍率が同一程度になるために、弘前中央高校の４０名減を含め改革の見直しをお願いします。

○ 当市の基幹産業である農業や関連産業の今後の発展を担う子どもたちの人材育成を図るため、弘前実業高校農業経営科の閉科後も、「農」のもつ様々な可能性を身に付けることを学ぶことができるよう、一部でも農場として残し、活用するようお願いします。

【効果等】

○　適正な学校規模や学級数が確保されることにより、受験生が第一志望とする高校への進学の可能性が、県内すべての地区において均等化されるため、どの地区の子どもたちも、地域格差なく、多様な興味・関心や進路希望に応じた学習への取組が可能となり、それによって生まれる将来の夢を実現できる教育環境の整備が推進されます。

○　子どもたちが地域の基幹産業である農業に様々な形で触れることにより、将来農業に興味をもち、また、経営や加工など農のもつ様々な取組にも携わることで、弘前実業高校がもつ特色や魅力をより一層高めることができ、更なる地域の活力となります。

現在までの主な経過・参考事項

＜主な経緯＞

令和元年10月	令和２年度入学者募集人員公表
	令和３年度入学者募集停止公表（弘前実業高校農業経営科募集停止）
令和２年４月	私立高校の授業料実質無償化
令和３年６月	令和３年度入学者募集停止決定（弘前実業高校農業経営科募集停止）
10月	令和３年度入学者募集人員公表
令和３年９月～令和４年２月	青森県立高等学校教育改革推進計画第２期実施計画に関する地区意見交換会を計３回開催
令和３年７月	青森県立高等学校教育改革推進計画第２期実施計画(案)公表
令和３年10月	令和４年度入学者募集人員公表
令和３年11月	青森県立高等学校教育改革推進計画第２期実施計画公表（弘前中央高校、弘前南高校各40名減）
令和４年10月	令和５年度入学者募集人員公表（弘前南高校40名減）
令和５年３月	弘前実業高校農業経営科閉科

＜過去５年間の中南、東青、三八地区における県立高等学校入学者選抜出願倍率（全日制課程）＞

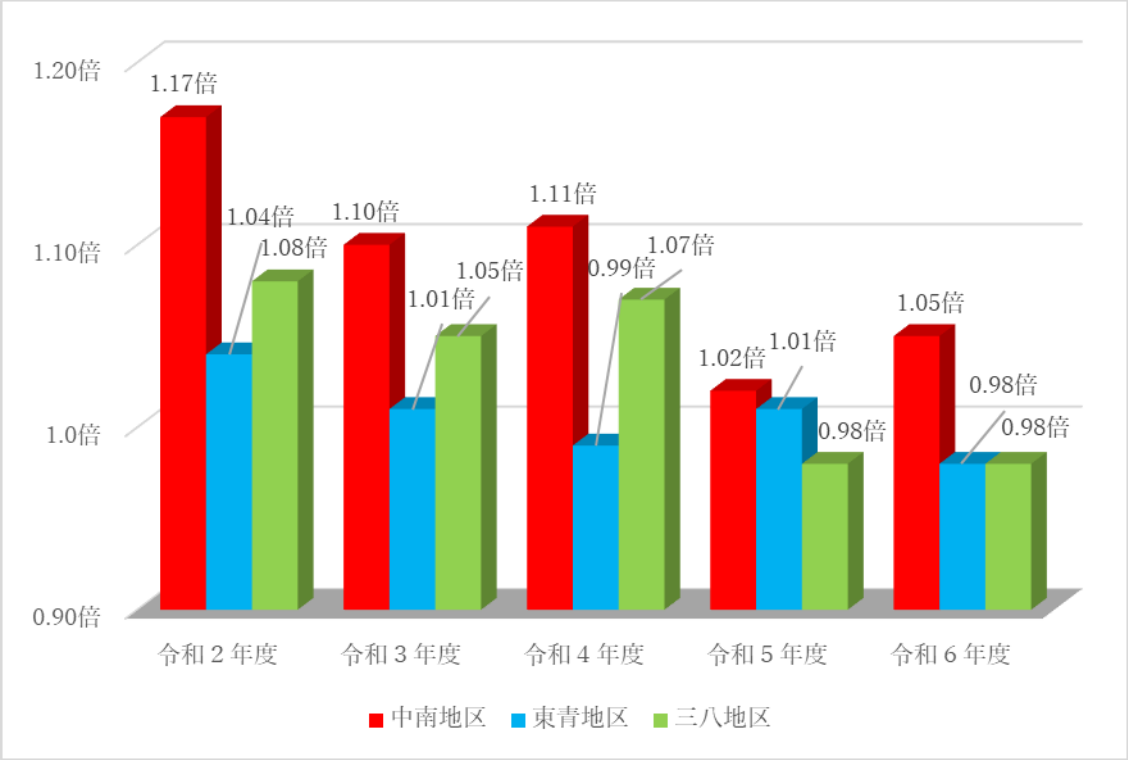

＜過去５年間の各地区県立高等学校入学者選抜出願倍率（全日制課程）＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	再募集※
中弘南黒	**1.17**	**1.10**	**1.11**	**1.02**	**1.05**	
弘前	**1.28**	**1.28**	**1.30**	**1.12**	**1.18**	
弘前中央	**1.24**	**1.29**	**1.28**	**1.19**	**1.15**	
弘前南	**1.11**	**1.06**	**1.01**	**1.09**	**1.12**	
弘前工業(平均)	**1.08**	**1.15**	**1.11**	**1.05**	**0.92**	**3/6**
弘前実業(平均)	**1.33**	**1.15**	**1.30**	**1.06**	**1.16**	
東　　青	1.04	1.01	0.99	1.01	0.98	
青森	1.10	1.20	1.19	0.95	1.17	
青森西	1.03	1.05	0.98	1.04	1.12	
青森東	1.23	0.99	1.18	1.13	1.00	1/1
青森北(平均)	1.07	0.86	0.94	0.97	0.94	1/2
青森南(平均)	0.96	1.17	1.15	1.16	1.13	
青森中央	1.06	0.92	0.99	1.14	1.11	
青森工業(平均)	0.96	1.09	0.84	0.97	0.81	6/6
青森商業	1.06	0.94	0.80	1.01	0.80	1/1
三　　八	1.08	1.05	1.07	0.98	0.98	
八戸	1.12	1.07	1.21	1.08	1.07	
八戸東(平均)	1.14	1.10	1.22	1.14	1.13	
八戸北	1.26	1.09	1.05	1.05	1.10	
八戸西(平均)	1.06	1.06	1.14	1.14	1.16	
八戸水産(平均)	0.94	0.75	0.66	0.40	0.63	3/3
八戸工業(平均)	1.16	1.22	1.22	0.95	1.00	3/6
八戸商業(平均)	0.95	1.03	0.82	0.81	0.66	2/2
西　北　五	0.84	0.89	0.80	0.79	0.81	
上　十　三	0.92	0.87	0.87	0.88	0.84	
下北むつ	0.89	0.91	0.91	0.79	0.82	
県平均	1.02	1.00	0.99	0.95	0.94	

※令和６年度再募集：「募集学科／全学科」

担当部課：教育委員会学校整備課

□新規 □継続（一部新規） ■継続

要　望　事　項	指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持及び教員の未配置の解消について

要　望　先	国	文部科学省初等中等教育局財務課
	県	教育庁教職員課

要望内容

○　指導方法工夫改善に係る教員加配定数の維持について

○　公立小学校における教員の未配置の解消について

現状と課題・具体的内容・効果等

【現状と課題】

○　令和３年３月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校では１年生のみで実施していた35人学級が令和３年度には２年生、令和６年度には５年生まで拡充され令和７年度までの５年間で小学校全学年において35人学級が実現することになっております。

また、青森県では国に先立ち「あおもりっ子育みプラン21」において小学校全学年での33人学級が実現されております。

○　その一方で、国は少人数でのきめ細かな指導や教科専門的な指導の役割を担う指導方法工夫改善に係る教員の加配を行っておりますが、近年加配定数の削減を進めております。青森県教育委員会から国へ要望するなどの働きかけを行っておりますが、令和６年度も当市立小学校における指導方法工夫改善に係る教員加配は令和５年度から２名削減となり、今後も削減の傾向が続くものと予想されます。

［当市立小学校における指導方法工夫改善教員加配の推移］

年度	専科指導以外（ﾃｨｰﾑ・ﾃｨｰﾁﾝｸﾞ等）	専科指導	合計	増減
令和元年度	31人	2人	33人	―
令和２年度	29人	3人	32人	▲1人
令和３年度	15人	11人	26人	▲6人
令和４年度	14人	12人	26人	なし
令和５年度	11人	13人	24人	▲2人
令和６年度	7人	15人	22人	▲2人

○　削減の傾向は当市だけの問題ではなく、国からの指導方法工夫改善に係る教員加配の青森県配分数は、過去５年間を見ても減少傾向にあります。

［青森県の公立小・中学校における指導方法工夫改善教員加配の推移］

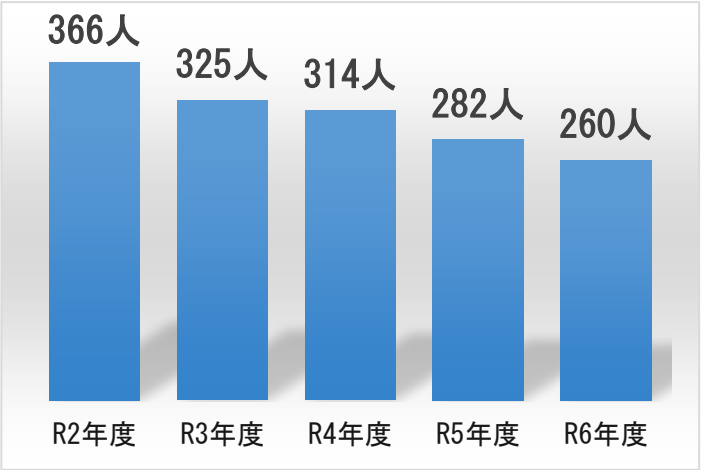

○　指導方法工夫改善に係る教員は、ティーム・ティーチングや習熟度別学習を担当しており、きめ細かな指導・対応のため学校現場で貴重な役割を担っております。

○　今後、国による小学校全学級での35人学級が実現しても、同時進行で指導方法工夫改善に係る教員の削減が継続されるのであれば、ティーム・ティーチングや習熟度別学習などきめ細かな指導が困難となることが危惧されます。

○　また、当市立小学校では、令和６年度始業時に教員の未配置が15名あり、現在も未配置が継続している学校もあることから、学校経営に困難が生じるおそれがあります。学級担任不在という事態は回避できたものの、小学校では加配措置に対する教員が配置されていない学校が多く、きめ細かな指導が困難な状態にあります。

［当市立小学校における教員定数及び未配置数の推移］

年度	教員定数	４月始業時の教員未配置数
令和元年度	454人	2人
令和２年度	448人	なし
令和３年度	437人	なし
令和４年度	454人	16人
令和５年度	471人	33人
令和６年度	483人	15人

※教員未配置数には、病気休暇等の代替講師の未配置数も含む。

○　学校における教員の働き方改革を進めていきたいがマンパワーが足りないため実践できないとの意見が上がっております。

【具体的内容】

○　児童生徒へのきめ細かな指導・対応のため、指導方法工夫改善に係る教員の加配定数は削減せずに維持するよう、引き続き国への働きかけをお願いします。

○　加配教員も含めた教員定数の未配置の解消をお願いします。

【効果等】

○　加配教員を活用しティーム・ティーチングを導入することで、学習内容の定着が早い児童生徒には発展的な学習に取り組ませることができ、定着に時間がかかる児童生徒には個別によりきめ細かな指導を行うことができます。

○　加配教員が、生徒指導的な対応や支援を要する児童生徒へ積極的に関わることで役割分担が進み、学級担任や教科担任の負担が軽減されます。

現在までの主な経過・参考事項

［青森県の少人数学級編制の推移］

学年／年度	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
令和元年度	33				40		33	40	
令和２年度	33				40		33	40	
令和３年度	33					40	33	40	
令和４年度	33							40	
令和５年度	33								40
令和６年度	33								
令和７年度	33								

［（参考）国の少人数学級編制の推移］

学年／年度	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１
令和元年度	35	40					
令和２年度	35	40					
令和３年度	35		40				
令和４年度	35			40			
令和５年度	35				40		
令和６年度	35					40	
令和７年度	35						40

※令和８年度以降の国の動きは未定

担当部課：教育委員会教育総務課